

中間見直しについて

(根拠) 各都道府県において作成する医療計画は、医療法第30条の6の規定により、「在宅医療その他必要な事項については、3年ごとに調査、分析及び評価を行い、必要がある場合は変更すること」とされている。

(目的) 在宅医療に関する事項に加え、現行計画策定後における状況の変化、本計画と密接に関連する高齢者保健福祉計画等の改定等による中間の見直しを行い、計画の進捗状況を把握するとともに、次期の計画改定につなげていく。

見直しの方向性

方針 次期、第8次計画への「つなぎ」として位置づけ、ポイントを絞った見直しとし、以下の視点から記載内容を検討し、必要に応じて追加・更新する。

視点1 医療法に基づく見直し

- 在宅医療等のサービス必要量
- 基準病床数（令和元年度実施）

視点2 現行計画策定後の変化による見直し

- 感染症対策（新型コロナウイルス感染症）
- 風水害対策（台風19号）
- 条例施行（受動喫煙防止条例）
- ICTの推進（多職種連携ポータル等）
- 中小病院支援

視点3 「高齢者保健福祉計画」等の他計画との整合

⇒ 今年度、改定を予定している計画の内容等を反映

視点4 設定指標の見直し

⇒ 「中間評価」を実施し、目標に対する進捗が芳しくない指標等について、目標達成に向けた取組の方向性、指標の見直しの必要性を検討

保健医療計画の「在宅療養」に関する見直しについて

1. 「在宅療養」に関する中間見直しについて

(1) 「在宅療養」に関する中間見直しの必要性

- 2025年の訪問診療必要量に関し、第8次高齢者保健福祉計画（R3~）における介護サービス必要量との整合性の確保を図る必要
- 現行計画策定後の変化として、ICTを活用した情報共有の推進や、看取り支援充実に向けたアドバンス・ケア・プランニング（ACP）の取組等に関し、記載内容を追加・更新

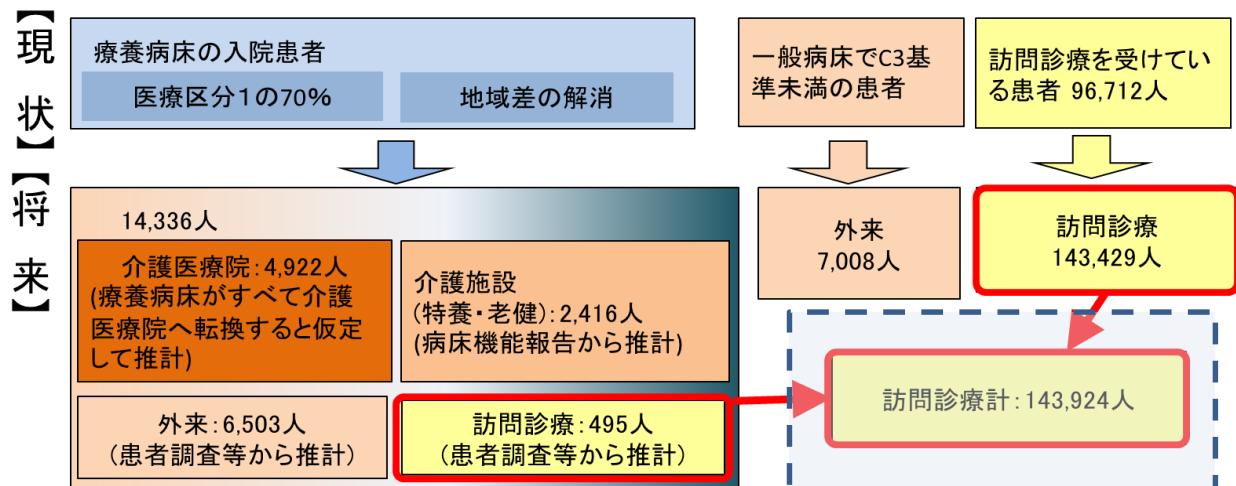
(2) 中間見直しの内容

(1) 2025年の訪問診療必要量の見直し

（視点1、視点3 関連）

＜現行計画における訪問診療の必要量＞

＜訪問診療の必要量の見直し内容＞



＜訪問診療必要量の見直しについて＞

2025年推計における「療養病床入院患者のうち医療区分Ⅰの70%」について、介護医療院、介護施設、家庭への退院に区分（※1）し、「家庭への退院」のうち訪問診療を受ける患者（※2）を追加的需要として必要量に加えて算出。中間見直しに当たり、「協議の場」において、高齢計画における介護サービス必要量との整合性を図る必要がある。

※令和2年度における協議の場の開催方法について

令和2年度における協議の場については、追加的需要の算出方法について大きな変更がないこと、また、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、書面による開催とする。

(2) 現行計画策定後の変化による見直し

（視点2、視点3 関連）

現行計画策定後の変化を踏まえ、ICTを活用した情報共有の推進、ACPの取組等に関し、記載内容を追加・修正。